

【事案の概要】

1 経過

- 地方整備局〇〇事務所から委託を受けた受託者が、国道上空で、ドローン1台を飛行させ、当該国道の4車線化の拡幅工事が完了し開通した様子を撮影
- 地方整備局〇〇事務所が、動画をSNSに投稿したが、航空法違反に当たるのではないかとの指摘が相次ぎ、当該動画を削除
- 〇〇県警は、受注者とその社員2名が飛行に必要な承認を国土交通大臣から得ていなかったとして、航空法違反の疑いで書類送検

2 書類送検容疑

航空法上、国土交通大臣の承認が必要となる次の2点で、承認を受けていなかったことが航空法違反と判断された。

- (1) 第三者又は第三者の建物、第三者の車両などの物件との間に距離（30m）を確保できない飛行

受注者は、発着場として付近の駐車場の一部を借り受けてドローンを飛行させたものの発着地点の半径30mの範囲内に電柱や街灯が存在していた。

- (2) 目視外での飛行

飛行ルートの延長は約1.3Kmで、操縦者から800m程度離れた場所までドローンを飛行させたが、800mは目視内ではないと判断された。